

横浜市放課後児童健全育成事業 個人情報取扱特記事項

制 定 平成18年3月2日 福子放第10304号
最近改定 令和5年3月22日 こ 放 第 3043号

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金又は横浜市放課後児童クラブ事業費補助金の交付を受けた運営主体(以下「運営主体」という。)は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この事業の事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 運営主体は、この事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運営主体は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、この事業に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 運営主体は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 運営主体は、この事業に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により区長に報告しなければならない。
- 5 運営主体は、前項の規定により報告した事項に関し、区長が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 運営主体は、この事業の事務の処理に従事している者に対し、この事業の事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この事業が終了し、又は補助金交付の決定を取り消された場合においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 運営主体は、この事業の事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 運営主体は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(以下「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(禁止事項)

第5条 運営主体は、あらかじめ区長の指示又は承諾があった場合を除き、この事業の事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く。)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(事務委託等の禁止等)

第6条 運営主体は、この事業の事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、区長の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 運営主体は、前項ただし書の承諾を得て、この事業の事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び区長が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「事務受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再事務委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを事務受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 事務受託者がこの事業の事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、運営主体は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再事務受託者」という。)における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を区長に報告し、区長の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして区長が別に定める業務の委託(事務委託及び再事務委託等(以下「事務委託等」と総称する。))を含む。)については、区長が別に定める事項をあらかじめ区長に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する運営主体による

承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 運営主体は、本件事務を処理するために横浜市から貸与され、又は運営主体が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき、又はこの事業が終了したときは、区長の指示に従い、直ちに横浜市に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 区長は、個人情報を保護するために必要な限度において、この事業を実施期間中、運営主体に対し、個人情報の管理状況及び履行状況について報告を求めることができる。

2 区長は、個人情報を保護するために必要な限度において、この事業の実施期間中、少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、運営主体の負担とする。ただし、区長の事情により過分の費用を要した分については、区長が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 運営主体は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに区長に報告し、区長の指示に従うものとする。この事業が終了し、又は補助金交付の決定を取り消された後においても同様とする。

(研修実施報告書・誓約書の提出)

第10条 運営主体は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

2 運営主体は、個人情報を取り扱う事務を委託した場合には、事務受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を運営主体に提出させなければならない。

3 前項の場合において、運営主体は、事務受託者から提出された研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取り消し及び損害の賠償)

第11条 区長は、次のいずれかに該当するときは、この事業の補助金交付決定の取り消すことができる。

(1) この事業の事務を処理するために運営主体又は事務受託者が取り扱う個人情報について、運営主体又は事務受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この事業の事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、運営主体が事務委託等をし、当該委託等先において発生した場合であっても、運営主体が負うものとする。

(補則)

第12条 この特記事項に定めるもののほか、この特記事項の実施に関して必要な事項については、こども青少年局長が別に定めるものとする。

この特記事項は、平成18年3月2日から施行する。

附 則 (平成19年3月2日こ放第841号)

(施行時期)

この特記事項は、平成19年3月12日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日こ放第954号)

(施行時期)

この特記事項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日こ放第1188号)

(施行時期)

この特記事項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日こ放第1133号)

(施行時期)

この特記事項は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日こ放第2570号)

(施行時期)

この特記事項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日こ放第2221号)

(施行時期)

この特記事項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日こ放第3043号)

(施行時期)

この特記事項は、令和5年4月1日から施行する。

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、運営主体が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、運営主体所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

<p>(1) 作業施設の入退室管理</p>	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可（<input type="checkbox"/>上記外__名 <input type="checkbox"/>その他）</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし（施錠のみ、身分証提示のみ等） <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他（ ） <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>				
<p>(2) 個人情報の保管場所</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="531 728 667 824">紙媒体</td> <td data-bbox="667 728 1465 824"> <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他（ ） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 824 667 916">電磁媒体</td> <td data-bbox="667 824 1465 916"> <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他（ ） </td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他（ ）	電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他（ ）
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
<p>(3) 作業施設の防災体制</p>	<input type="checkbox"/> 常時監視 <input type="checkbox"/> 巡回監視 <input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 免震・制震構造 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
<p>(4) 個人情報の運搬方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="531 1012 667 1223">紙媒体</td> <td data-bbox="667 1012 1465 1223"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1223 667 1426">電磁媒体</td> <td data-bbox="667 1223 1465 1426"></td> </tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
<p>(5) 個人情報の廃棄方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="531 1426 667 1630">紙媒体</td> <td data-bbox="667 1426 1465 1630"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1630 667 1834">電磁媒体</td> <td data-bbox="667 1630 1465 1834"></td> </tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
<p>(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策（行う場合のみ記入）</p>					

11 電算処理における個人情報保護対策	
※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしているIDの設定方法パスワードの付け方（ <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない))
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：) <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：) <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（)
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（) <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

区長

(提出者)

団体名

管理責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全 枚)のとおり報告いたします。個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

